

茨城県央環境衛生組合公印規程

令和6年4月1日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 茨城県央環境衛生組合の公印については、別に定めがあるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において「公印」とは、公文書に使用する庁印及び職印をいう。

(公印の種類等)

第3条 公印の種類、ひな形、寸法、個数、使用範囲及び公印保管者は、別表のとおりとする。

(保管の方法)

第4条 公印保管者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には、堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。

2 公印は、特に保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄の申請)

第5条 公印保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃棄する必要があると認めた場合は、公印調製（改刻・廃棄）申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 公印保管者は、公印を改刻し、又は廃棄したときは、不要となった公印を事務局長に引き継がなければならない。

(公印の告示)

第6条 管理者は、公印を調製し、改刻し、又は廃棄したときは、公印の種類、用途及び印影並びに使用の開始又は廃棄の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第7条 事務局長は、公印台帳（様式第2号）を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかななければならない。

(公印の事故)

第8条 公印保管者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

(公印の使用)

第9条 公印を使用するときは、公印保管者に決裁文書を提示し、その承認を受けなければならない。

(公印の刷込み)

第10条 公印は、特に必要があると認められるときは、証票等にその印影を印刷することができる。この場合においては、刷込みの都度当該公印保管者を経て管理者

に公印刷込み承認願（様式第4号）を提出して承認を受けなければならない。印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、事務局長が保管するものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

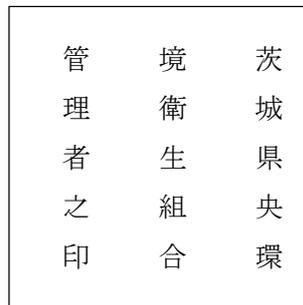
区分	種類	ひな形	寸法	個数	使用範囲	公印保管者
庁印	茨城県中央環境衛生組合之印	1	方 24mm	1	組合名をもってする文書	事務局長
職印	茨城県中央環境衛生組合管理者之印	2	方 21mm	1	管理者名をもってする文書	事務局長
	茨城県中央環境衛生組合管理者職務代理者之印	3	方 21mm	1	管理者職務代理者名をもってする文書	事務局長
	茨城県中央環境衛生組合会計管理者之印	4	方 21mm	1	会計管理者名をもってする文書	会計管理者
	茨城県中央環境衛生組合事務局長之印	5	方 18mm	1	事務局長名をもってする文書	事務局長

ひな形

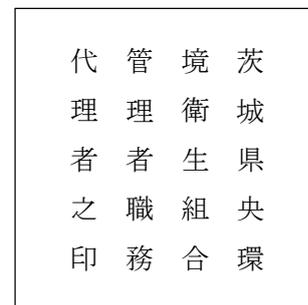
1



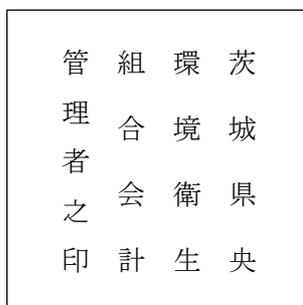
2



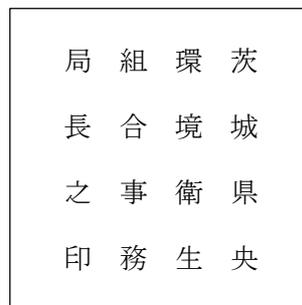
3



4



5



様式第1号(第5条関係)

公印調製(改刻・廃棄)申請書

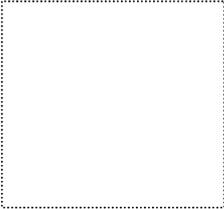
年 月 日

茨城県中央環境衛生組合
管理者 宛て

公印保管者職 氏名 _____

下記のとおり公印の(改刻・廃棄)について申請します。

記

1 理 由	調製(改刻・廃棄)
2 公 印 の 種 類	
3 (使用開始廃棄期日)	年 月 日
4 印 影	

様式第2号(第7条関係)

公 印 台 帳

公 印 の 種 類			
保 管 場 所		保 管 責 任 者	
使 用 範 囲			
寸 法	縦 横		
使 用 開 始			
廃 止	年 月 日	理 由	
印 影			
備 考			

公 印 事 故 届

年 月 日

茨城県中央環境衛生組合
管理者 宛て

公印保管者職 氏名 _____

下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

1 事故のあった公印の種類	
2 事故の内容	
3 事故の後における 処理のてん末	
4 その他必要事項	

様式第4号(第10条関係)

公 印 刷 込 み 承 認 願

年 月 日

茨城県中央環境衛生組合
管理者 宛て

公印保管者職 氏名 _____

下記のとおり公印を使用したいので御承認願います。

記

証 票 等 の 名 称		刷 込 み 枚 数	
公 印 の 種 類		寸 法(センチメートル)	
公 印 に 刷 込 み を 必 要 と す る 理 由		備 考	